## 規制の事後評価書(要旨)

<u>法律又は政令の名称</u> 規制の名称		外国為替及び外国貿易法  安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理等の強化に係る規制
規制の区分		安主味噌に関連9 る具物や技術の国外派ロを防止9 るための具易管理寺の独化に味る規制 新設、改正(鉱力) 緩和)、廃止
担当部局		経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理政策課
評価実施時期		令和5年3月
事前評価時の想定との比較		①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】 事業の国際化の加速等には門妻でする貨物や技術の海外への流出懸念の増大という課題に関して、事業の国際化等の進展とともに外為法の違反案件も継続的に 発生していることから、その取り巻く状況に変化はなく、引き続き国際的な流出懸念が存在する。また、事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。
		【対内直接投資規制の強化】 事前評価の対象とした「特定取得(外国投資家が他の外国投資家から非上場の株式等を取得すること)」の規制は、事業の国際化の加速等に伴い安全保障に関連する技術等 又は貨物の海外への流出の懸念が増大する中で、また、国内的にも会社法改正等の持ち株会社解禁の動きを受けて非上場会社の株式取引の機会が増える傾向が見られる 中で導入されたもの。 事前評価で掲げた先進技術獲得等を目的とした対内直接投資の増加との課題に関して、規制導入後にあっても以下「本邦対外資産負債残高の推移」のとおり対内直接投資 (ストック)は増加の傾向。これらは事前評価時より見られた傾向であり、想定していなかった影響は発現していない。 また外為法に基づく告示で指定された業種に係る投資行為等に係る事前届出の件数についても、同様に増加の傾向にある。
		② <u>事前評価所におけるベースラインの検証</u> [輸出入・技術取引規制におけるデースラインの検証 [輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】 仮に当該規制措置を実施しなかった場合、違法輸出に対する抑止力強化が達成されず、日本の武器や軍事転用可能な貨物・技術が、日本や国際社会の安全性を脅かす国家 やテロリスト等の懸念活動を行うおそれのある者に渡る可能性が増大し、ひいては日本及び国際社会の安全性を脅かす事態が生じていた可能性がある。
		【対内直接投資規制の強化】 仮に当該規制を導入しなかった場合、外国投資家間で制約無いままに取引が行われることで、場合により国の安全を損なうおそれのある事態が生じていた可能性がある。また、当該事態を避けるためには、外国投資家による当初の株式取得等の段階よりあらゆる将来リスクを踏まえた慎重な審査を行わざるを得ず、健全な投資環境の形成が阻害された可能性がある。
		③必要性の検証 【輸出人・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】 規制の事前評価後、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかったため、引き続き同様の措置を継続することが妥当 である。
		【対内直接投資規制の強化】 規制の事前評価後にあっては、①のとおり対内直接投資は増加傾向にあるが、当初想定されたものであり、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科 学技術の変化は特段認められず、事前評価の対象規制である特定取得は、事業の国際化の加速等に伴い安全保障に関連する技術等又は貨物の海外への流出の懸念が増 大する中で、また、国内的にも会社法改正等の持ち株会社解禁の動きを受けて非上場会社の株式取引の機会が増える傾向が見られる中で導入されたもの。引き続きその状況 に変わりは無い。事前評価後にあっても、引き続き対内直接投資は増加の傾向にあること。また外名法に基づく事前届出件数についても増加の傾向にあること、加えて特定取得 得自体の届出の件数も2017年の導入以降増加の傾向にあることからも、引き続き特定取得として国の安全を損なうおそれの有無の観点より審査を行う当該規制を継続すること は妥当である。
費用、効果( 影響の把握	便益)及び間接的な	費用の要素
(	(遵守費用)	<u>④  蓮守費用  の把握</u>  【輸出入-技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】    当該規制強化は、罰則の水準及び行政制裁の水準・対象が強化されるものであり、対象となる企業や大学等に新たな業務が追加されるものではないことから、遵守費用は事前の想定どおり発生していない。
		【対内直接投資規制の強化】 事前評価書では、「外国投資家が別の外国投資家から非上場の日本企業の株式を取得する際、外部弁護士や企業内法務部等において外為法に基づく特定 取得届出手続への対応費用が発生する」と推計、実際には、基本的には従前の事前届出と同程度の届出書類や考慮要素に基づく審査への対応が求められ ており、事前評価時に想定された費用推計とかい離するものではない、なお、人員数、作事制等は各届出者の状況により異なるため定量的な推計は困難、 想定通り、外国投資家が別の外国投資家から非上場の日本企業の株式を取得する際、外部弁護士や企業内法務部等において日本の関係当局による審査 への対応費用が発生するが、人員数・作業時間等は事業者ごとに異なり、また、機微な情報に該当するため、定量的な推計は困難である。
(	行政費用)	⑤「行政費用」の把握 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】 行政制裁に関して、制裁の対象者に対する継続的な監視(立入検査含む)のための費用の発生を見込んでいたが、監視の具体的な内容を記載することは、 今後行政制裁を科す事案が発生した際に検査等の手法が推測されるおそれがあることから困難である。 一般的に監視の一つの手法として想定される立入検査にかかる行政費用を算出すると、行政制裁を科した事業者に対して職員2名で検査に8時間を要すると 仮定して、約2.600円入時間(※)×2人×8時間×1回=約4,600円の費用が生じる。規制の導入により、監視期間が増加するため、この種の費用が追加 的に発生するが、上述のとおり具体的な内容に係る記述は困難である。
		※1時間当たりの人件費を以下の通り算出。 413,064 円(国家公務員(全職員)の平均給与月額)÷(8 時間×5 日×4 週)=約 2,600 円(平均給与月額は「令和4年国家公務員給与等実態調査の結果概要(令和4年9 月人事院)」より)
		【対内直接投資規制の強化】 [行政費用]
		どの程度の審査時間を要するかについては、案件により異なるため定量的な推計は困難。仮に、1件当たり担当審査官1人で1日1時間にて21.4日(投資禁止 期間の30日間を審査に要する期間と見なし土日を除いて算出)の審査を行うと仮定すれば、約2,600円/時間(※)×1人×1時間×21.4日=55,640円の行政 費用となる。 【費用権計との比較】
		基本的には従前の事前届出手続と同程度の届出書類や考慮要素に基づく審査が行われているおり、事前評価時に想定された費用推計とのかい離は生じてしない。
		※1時間当たりの人件費を以下のとおり算出。 413,064 円(国家公務員(全職員)の平均給与月額)÷(8 時間×5 日×4 週)=約 2,600 円 (平均給与月額は「令和4年国家公務員給与等実態調査の結果概要(令和 4 年9 月人事院)」より)
		影響の要素
		( <u>6)効果(定量化)の把握</u> 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】 「効果」 当該規制措置の導入と違反事案の未然防止との因果関係を明らかにすることが困難であるため、効果の定量化は難しいが、当該規制措置の導入により輸出・技術取引規制に
		おける罰則の強化や輸出規制における行政制裁が強化され、悪意を持って違反を行う者に対するリスクが増大し、違法輸出等に対する抑止力が強化されている。 [効果予測との比較] 効果予測とのかい離は生じていない。
		対外直接投資規制の強化]
		[効果] 事前評価時においては特定取得の規制の導入に当たって、事業の国際化の加速等に伴い安全保障に関連する技術等又は貨物の海外への流出の懸念が増大する中で、ま た、国内的にも会社法でに等の持ち株会社解素の動きを受けて非上場会社の株式取引の機会が増える傾向が見られる中で、国の安全を損なうおそれのある投資行為を未然 に防ぐことを目的として導入したもの。引き続きその状況に変わりは無い。 当該規制強化による効果についての定量化は難しいところではあるが、特定取得を導入しない場合は外国投資家間で制約無いままに非上場会社の株式等の取引が行われる こととなり、場合により国の安全を損なうおそれのある事態が生じる態念が払拭できないことに対して、本規制を導入することにより、国の安全を指な方式それのある投資行為を 未然に防ぐとの効果を、加えて、外国投資家間の非上場会社の株式取引等と必要最小限度の規制とすることで健全な投資環境を維持するとの効果を発現している。 「効果予測とのかい職は生じていない。
		<u>⑦便益(金銭価値化)の把握</u> 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】 悪意を持って適反を行う者に対するリスクが増大し、違法輸出等に対する抑止力が強化されているが、その効果の金銭価値化は困難である。
		【対内直接投資規制の強化】 特定取得は、国の安全を損なうおそれのある投資行為を未然に防ぐことを目的として導入したもの。特定取得の審査により、国の安全を損なうおそれのある投資行為を未然に防ぐことや健全な投資環境を維持するとの事前評価時に見込んだ効果を発現しているが、その効果の金銭価値化は困難である。
		③「副次的な影響及び波及的な影響」の把握 規制の事前評価時に意図していなかった副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。また、事前評価時に意図していなかった負の影響についても、外国為替及び外国 貿易法の執行業務の中で、特段、把鍵されたものはない。

	③把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証 【輸出入・技術取引規制における罰則の強化及び輸出入規制における行政制裁等の強化】 当該規制措置の導入により、行政制裁の強化に伴う、制裁の対象者に対する継続的な監視(立入検査含む)のための行政費用(人件費等)(上記2.⑤参照)が発生している。 一方、効果としては、輸出・技術取引規制における罰則の強化や輸出規制における行政制裁が強化され、悪意を持って違反を行う者に対するリスクが増大し、違法輸出等に対する抑止力が強化されている。(上記2.⑥参照)。 効果の定量化・金銭価値化は困難であるが、「罰則及び行政制裁等を強化することを通じて悪意を持った者にとっての違反リスクを増大させることで、違法輸出等に対する抑止力強化が図られる」という効果は、費用を十分に上回り、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該改正した制度を継続することが妥当である。 【対内直接投資規制の強化】 費用について、外国投資家が別の外国投資家から非上場会社の株式等を取得する際、外部弁護士や企業内法務部等において外為法に基づく特定取得届出手続への対応費用が発生している。 一方、効果については、特定限得を導入しない場合は外国投資家間で制約無いままに非上場会社の株式等の取引が行われると場合により国の安全を損なうおそれのある事態が生じる懸念が払拭できないことに対して、本規制を導入することにより、国の安全を損なうおそれのある投資行為を未然に防ぐとの効果を、加えて外国投資家間の非上場会社の株式取引等と必要最小限度の規制とすることで健全な投資環境を維持するとの効果を発現している。効果の定量化・金銭価値化は困難であるが、その効果は費用を十分に上回り、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。
備考	